

八潮市役所本庁舎ほか36施設で使用する電気に関する仕様書

1 概要

- (1) 件 名 八潮市役所本庁舎ほか36施設で使用する電気（単価契約）
- (2) 場 所 八潮市中央一丁目2番地1ほか36箇所
- (3) 契約期間 令和9年1月1日から令和9年12月31日まで
- (4) 対象施設 別表1 参照
- (5) 業種及び用途（電灯・動力併用需要）

八潮市役所本庁舎、旧八潮市立保健センター（閉所）、文化スポーツセンター（閉館）、駅前出張所、リサイクルプラザ、八幡図書館・公民館、勤労者福祉・スポーツセンター、八潮市立資料館、八潮市立南川崎保育所、北公園、八潮メセナ、八潮市立鶴ヶ曽根体育館、各排水機場、各小・中学校、ポンプ場、中央浄水場、南部配水場

※No. 1 八潮市役所本庁舎においては、常時供給電圧と同位の電圧で供給される予備電源（異なる変電所から電力を供給される）がある。

※No. 2 旧八潮市立保健センター（閉所）、No. 3 文化スポーツセンター（閉館）においては、それぞれ令和6年1月4日から本庁舎に統合されており、現在の主な電力の使用用途は消防設備や機械警備となっている。

2 仕様

- (1) 供給電気方式、受電電圧、標準周波数、電気方式及び非常用自家発電設備の有無

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 受電電圧	6,600ボルト
ウ 標準周波数	50ヘルツ
エ 電気方式	1回線受電
オ 非常用自家発電設備の有無	別表2 参照

- (2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力

別表1 参照。

契約電力が500kW未満の施設の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とし、契約電力が500kW以上となる場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

契約電力が500kW以上の施設において、契約電力を変更する必要があると認める場合は、発注者と受注者が協議のうえ、これを変更することができる。

また、発注者が、契約電力を超えて電力を使用した場合は、受注者の責めに帰すべ

き事由による場合を除き、当該超過分に係る代金（以下「超過金」という。）を支払うものとする。この場合において、超過金の金額は発注者と受注者が協議のうえ決定する。

イ 予定使用電力量

別表 1 参照（月別の予定使用電力量は、別表 1－1 のとおり）

(3) 電力量等の検針（自動検針装置の有無、検針方法、計量器の構成）

別表 3 参照

(4) 需給地点

別表 4 参照

(5) 電気工作物の財産分界点

別表 4 参照

(6) 保安上の責任分界点

別表 4 参照

3 支払方法 後払い（年 1 2 回払い）

(1) 請求書については、各施設に送付するものとし、支払いについても各施設から支払うものとする。

ただし、施設を複数所管している所属で要望がある施設については、各請求書をまとめて所管課に送付するものとする。

4 契約方法及び積算方法

(1) 契約方法

あらかじめ月額基本料金（単価）及び月別電力量料金（単価）を定め、各施設、月ごとに契約電力及び使用実績に応じて支払う単価契約とする。

※各施設における 1 か月の電気料金

$$\begin{aligned} & \left(\quad \quad \quad \text{基本料金} \quad \quad \quad \right) + \left(\quad \quad \quad \text{電力量料金} \quad \quad \quad \right) \\ & = \left(\quad \text{契約電力に応じた料金} \quad \right) + \left(\text{使用量に応じて単価で支払う料金} \right) \end{aligned}$$

(2) 積算方法

別表 1 の契約電力及び別表 1－1 の予定使用電力量等をもとに、月額基本料金（単価）、月別電力量料金（単価）を算出し、1 年間の全施設に係る料金を積算すること。

また、入札における落札価格は、入札書に記載された入札金額の 10 パーセントに相当する額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。）を加算した金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積り金額の 110 分の 100（当該金額に 1 円未満の端数が生じ

た場合は、切り上げた金額とする)に相当する金額を入札書に記載すること。

5 特記事項

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 非常用自家発電設備は、別表 2 参照
- (3) 最大需要電力の実績は、別表 1－2 参照
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気需給約款によるものとする。

入札価格の算定にあたっては、力率は 100 パーセントとし、燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

なお、燃料費等調整額の支払いにおいては、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気需給約款（ベーシックプラン）の金額を超えないものによるものとする。

- (5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

- (6) 入札価格の算定にあたって、予備電源（異なる変電所から電力を供給される）の基本料金及び電力量料金は考慮しないものとする。ただし、支払いについては落札後、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気需給約款（ベーシックプラン）を超えない範囲にて協議して決定する。

6 特約事項

- (1) この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約のため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算について減額又は削減があった場合、発注者（八潮

市)は、この契約を変更し、又は解除することができる。

- (2) 前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、受注者（落札者）に損害が生じたときには、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

7 その他

この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。